

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (254436)
地域名 (地域内農業集落名)	猿木 (猿木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻は個人農家6人で耕作。そば、麦は(農)猿木らくらくファームで耕作している。今後、高齢化により徐々に離農する農家が増えていく、後継者未定の農家もあり将来への対策が必要となる。水路からの漏水対策等の環境改善も課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻・麦・そばを主要作物としブロックローテーションを基本に農業を進める。また環境こだわり米の作付けに引き続き取り組んでいく。農事組合法人への参加を呼びかけ世代交代を進めていく。農地は、集落内の認定農業者への集約化へ移行する方向。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

猿木における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図を見直しながら集落内の認定農業者へ集約化していく方向
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・水路の整備を計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携を図り、新規就農者の定着に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻・麦の病虫害防除は、継続して東びわこ農協に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境こだわり米の作付けに引き続き取り組む。